

## 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 法人会員入退会等に関する規則

### (法人会員)

第1条 公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（以下当会という）の使命および活動趣旨に賛同して入会した法人・団体（権利能力のない社団を含む）を法人会員（以下会員という）とする。

### (入会申込)

第2条 当会に入会しようとする法人・団体（以下申込者という）は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申込者の関連参考資料とともに提出するものとする。但し、第13条に定める反社会的勢力に該当する場合、もしくは、反社会的勢力との間で、現在かつ将来にわたって、関係をもたないことを確約しない者は入会することができない。

### (入会審査)

第3条 入会申込書ならびに関連参考資料に基づき、申込者が当会を真に支援するものであるか否かを当会事務局（審査委員会）において審査する。

### (入会手続)

第4条 入会審査において入会を認められた申込者は、入会に伴う所定の書類を提出し、併せて当該年会費として1年分を納入する。

### (退会)

第5条 退会は会員の自由意志とし、退会希望者は退会のための所定手続を行い、隨時退会ができる。

### (会費)

第6条 会費は1ヵ年分を前払いするものとし、入会後第4条による年会費を納入した月を第一回とし以後1ヵ年毎に支払う。1ヵ年分の、金額は次のとおりとする。

1口 200,000円（1口以上）

2. 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

### (会員証)

第7条 所定の会費が納入された日をもって入会と見なし、当会は会員にたいし速やかに会員証を発行する。

2. 第11条にもとづき、会員の資格を喪失した場合は、速やかにこれを当会に返還しなければならない。

### (特典)

第8条 会員は次の特典を受ける権利を有する。

- (1) 当会発行の機関誌の無料配布（1口につき5部まで）
- (2) 当会の定めるところにより、当会刊行物の無料配布または会員特別価格による購入
- (3) 当会の定めるところにより、当該会員に所属する者を当会主催のセミナー等各種イベントの無料または会員特別料金によって参加させること
- (4) 当会Webサイト上への会員名称掲載。ただし、会員の希望する場合のみ。
- (5) 会員が自らの会社案内書、事業報告書、社会貢献報告書で、当会の法人会員である旨を告知すること
- (6) その他別途当会が定めるサービス

### (会員の注意義務)

第9条 会員は、当会の活動を支援する者として次の義務を負う。

- (1) 期限（前年度会費を納入すべき月より1ヵ年経過後）到来前に、次年分の年会費を納入すること
- (2) 名称、所在地、電話番号、担当者名等変更が生じたときは、速やかに届け出ること
- (3) 当会のアンケート調査、募金、セミナー等には積極的に参加協力すること

- (4) 会員としての自然保護に配慮した企業・団体活動を行うこと
- (5) 会員は、販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合は、会員の事業内容や商品に関連して、当該関係先は当会の名称をいかなる形でも表示・使用することはできないことを周知させること。

(禁止事項)

第 10 条 会員は、会員であることは当会が会員の事業内容や商品を保証するものではないことを理解し、会員であることを根拠に次のことをしてはならない。また、当該会員に所属する者、及び販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先をしてさせてはならない。

- (1) 新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体を通じた自社取扱商品などの宣伝・販売促進活動の中で、会員であることをうたうこと
- (2) 自社取扱商品または広告物に当会の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用すること
- (3) 当会の承諾なしに、当会支援のためと称してチャリティイベントの開催、チャリティ商品の企画・開発・販売など、自社事業に沿った活動を行うこと
- (4) 会員の販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、当会法人資格が会員の事業内容や商品およびサービスの品質や持続可能性などを保証するものであるかのような誤解を生じさせること
- (5) 当会の名誉を傷つけ、信用を失墜させ、その他当会の活動の趣旨に反する行動をとること
- (6) その他当会に不利益となる行為を行うこと

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 所定の退会手続きを完了したとき
- (2) 期限後 3 ヶ月を過ぎるも会費の納入がないとき
- (3) 倒産、解散したとき
- (4) 第 12 条の事由により、除名されたとき

(除名)

第 12 条 会員が次の各項の一に該当するときは、これを除名することができる。

- (1) 第 10 条に定める禁止事項に違反したとき
- (2) 第 13 条に定める反社会的勢力に該当するまたは関係があると合理的理由に基づき判断したとき
- (3) その他、当会の活動趣旨に反する行動をとったとき、当会の信用を失う行為があったとき

(反社会的勢力)

第 13 条 本規約における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・総会屋等その他これらに準ずる者（平成 16 年 10 月 25 日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」と以降の改正に準じる。）をいう。

(本規則の変更)

第 14 条 本規則は、事前に変更の内容及び変更後の効力発生時期を周知することにより、理事会の決議をもって変更することができる。

1992 年 10 月 29 日理事会承認  
1993 年 1 月 1 日施行  
2004 年 3 月 26 日改訂（理事会承認）  
2004 年 3 月 27 日施行  
2011 年 2 月 1 日改訂  
2021 年 5 月 27 日改訂（理事会承認）  
2021 年 7 月 1 日施行